

新旧対照表

改正後	改正前
<p>高知県高性能林業機械等整備事業実施要領</p> <p>第1 趣旨 高知県高性能林業機械等整備事業については、次の(1)及び(2)並びに高知県高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 森林づくりタイプ ア 次世代林業基盤づくり交付金交付要綱(平成25年5月16日付け25林政政第174号) イ 次世代林業基盤づくり交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25林政経第105号) ウ 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領(平成25年5月16日付け25林政経第106号) エ 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について(平成25年5月16日付け25林政経第107号)</p> <p>オ 森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成25年5月16日付け25林政経第108号)</p> <p>九 林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領(平成29年3月31日付け28林整計第378号) キ 林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領の運用について(平成29年3月31日付け28林整計第379号)</p> <p>(削除)</p>	<p>高知県高性能林業機械等整備事業実施要領</p> <p>第1 趣旨 高知県高性能林業機械等整備事業については、次の(1)及び(2)並びに高知県高性能林業機械等整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 森林づくりタイプ ア 次世代林業基盤づくり交付金交付要綱(平成25年5月16日25林政政第174号) イ 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱(平成25年5月16日25林政経第105号) ウ 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領(平成25年5月16日25林政経第106号) エ 森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について(平成25年5月16日25林政経第107号)</p> <p>オ 森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領(平成25年5月16日25林政経第108号)</p> <p>(2) プロジェクトタイプ ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日18企第381号) イ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日19企第100号) ウ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日19企第101号) エ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日19企第102号)</p>
<p>第2 目的 森林の多面的機能の持続的発揮に対する国民の要請が高度化・多様化する中で、適切な森林整備・保全を推進していくことがますます必要となっている一方、林業採算性の悪化や山村地域の高齢化・過疎化の進展等により、適切な森林の整備・管理が不十分となりつつある。こういった中、将来にわたる森林の多面的機能の発揮のため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の整備・保全及び山村地域の活性化を推進するために必要な施設の整備を行う。</p> <p>第3 補助事業者 1 要綱別表第1の(注)2の知事が別に定める場合とは、次の場合であって、森の工場の推進に積極的に取組み、かつ、安定的な経営体制づくりに向け事業地確保に取り組む事業者である場合とする。 (1) 高知県森林組合連合会が事業実施主体となる場合 (2) 市町村の補助金交付要綱の規定等により補助することが困難な場合 (3) 作業システム改善タイプを実施する場合 (4) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>	<p>第2 目的 森林の多面的機能の持続的発揮に対する国民の要請が高度化・多様化する中で、適切な森林整備・保全を推進していくことがますます必要となっている一方、林業採算性の悪化や山村地域の高齢化・過疎化の進展等により、適切な森林の整備・管理が不十分となりつつある。こういった中、将来にわたる森林の多面的機能の発揮のため、重視すべき機能に応じた望ましい森林の整備・保全及び山村地域の活性化を推進するために必要な施設の整備を行う。</p> <p>第3 補助事業者 1 要綱別表第1の(注)2の知事が別に定める場合とは、次の場合であって、森の工場の推進に積極的に取組み、かつ、安定的な経営体制づくりに向け事業地確保に取り組む事業者である場合とする。 (1) 高知県森林組合連合会が事業実施主体となる場合 (2) 市町村の補助金交付要綱の規定等により補助することが困難な場合 (3) 作業システム改善タイプを実施する場合 (4) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>
<p>第3 補助事業者 1 要綱別表第1の(注)2の知事が別に定める場合とは、次の場合であって、森の工場の推進に積極的に取組み、かつ、安定的な経営体制づくりに向け事業地確保に取り組む事業者である場合とする。 (1) 高知県森林組合連合会が事業実施主体となる場合 (2) 市町村の補助金交付要綱の規定等により補助することが困難な場合 (3) 作業システム改善タイプを実施する場合 (4) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>	<p>第3 補助事業者 1 要綱別表第1の(注)2の知事が別に定める場合とは、次の場合であって、森の工場の推進に積極的に取組み、かつ、安定的な経営体制づくりに向け事業地確保に取り組む事業者である場合とする。 (1) 高知県森林組合連合会が事業実施主体となる場合 (2) 市町村の補助金交付要綱の規定等により補助することが困難な場合 (3) 作業システム改善タイプを実施する場合 (4) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>2 要綱別表第1の(注)3の知事が別に定める場合は、次の場合であつて、高知県内で広域的な活動をを行う団体(以下、広域活動団体という。)である場合とする。</p>
<p>(1) 高知県森林組合連合会が複数の事業実施主体を取りまとめて補助事業者として申請を行う場合</p>	<p>(1) 高知県森林組合連合会が複数の事業実施主体を取りまとめて補助事業者として申請を行う場合</p>
<p>(2) 高知県森林産物協同組合連合会が複数の事業実施主体を取りまとめて補助事業者として申請を行う場合</p>	<p>(2) 高知県森林産物協同組合連合会が複数の事業実施主体を取りまとめて補助事業者として申請を行う場合</p>
<p>(3) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>	<p>(3) その他やむを得ない事由により補助することが困難な場合</p>
<p>第4 事業実施主体</p>	<p>第4 事業実施主体</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>4 要綱別表第1の「森林組合等とのジョイントにより搬出間伐を実施する事業体」とは、次の要件のいずれかを満たすものをいう。</p>
<p>(1) 森林組合等と共同で森林を集約化し、高知県の工場活性化対策事業実施要綱第5の規定により承認された森の工場(以下「森の工場」という。)で、搬出間伐等の施業を主体に素材生産を実施する事業体であること。</p>	<p>(1) 森林組合等と共同で森林を集約化し、高知県の工場活性化対策事業実施要綱第5の規定により承認された森の工場(以下「森の工場」という。)で、搬出間伐等の施業を主体に素材生産を実施する事業体であること。</p>
<p>(2) 森林組合等が設定した森の工場において、森林組合等との協定書・契約書等に基づき搬出間伐等の施業を主体に素材生産を実施する事業体であること。</p>	<p>(2) 森林組合等が設定した森の工場において、森林組合等との協定書・契約書等に基づき搬出間伐等の施業を主体に素材生産を実施する事業体であること。</p>
<p>第5 事業の一般的基準</p>	<p>第5 事業の一般的基準</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 要綱別表第1のモデルタイプに規定する林業機械の導入については、次のとおりとする。</p>	<p>2 要綱別表第1のプロジェクトタイプに規定する林業機械の導入については、次のとおりとする。</p>
<p>林業成長産業化地域創出モデル事業実施要綱(平成29年3月31日付け28林整計第378号)第1の3に規定する林業成長産業化地域に選定された地域であること。</p>	<p>当該事業を行う場合、次の(1)から(4)の要件をすべて満たすこと。</p>
<p>(1) 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知)における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかの地域に該当するものであること。</p>	<p>(1) 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知)における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかの地域に該当するものであること。</p>
<p>ア 振興山村地域</p>	<p>ア 振興山村地域</p>
<p>イ 過疎地域</p>	<p>イ 過疎地域</p>
<p>ウ 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75パーセント以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が県の平均以上であるもの</p>	<p>ウ 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75パーセント以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が県の平均以上であるもの</p>
<p>(2) 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に定める農林漁業が重要な事業である地域であり、国勢調査、農林業センサス等の公的な統計データに基づく数値がア又はイのいずれかを満たしている地域であること。</p>	<p>(2) 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針に定める農林漁業が重要な事業である地域であり、国勢調査、農林業センサス等の公的な統計データに基づく数値がア又はイのいずれかを満たしている地域であること。</p>
<p>ア 当該地域の総面積に対する農林地の占める割合がおおむね80パーセント以上であること。</p>	<p>ア 当該地域の総面積に対する農林地の占める割合がおおむね80パーセント以上であること。</p>
<p>イ 当該地域における国勢調査の結果を用いて算定した全就業者に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5パーセント以上であること。</p>	<p>イ 当該地域における国勢調査の結果を用いて算定した全就業者に対する農林漁業従事者数の割合がおおむね5パーセント以上であること。</p>
<p>(3) 間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械等の整備であること。</p>	<p>(3) 間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械等の整備であること。</p>
<p>(4) 活性化計画等に掲げた目標を達成するための整備であること。</p>	<p>(4) 活性化計画等に掲げた目標を達成するための整備であること。</p>

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>3 要綱別表第1の作業システム改善タイプに規定する林業機械の改良及び林業機械等の導入については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 森の工場の素材生産を目的とした機械の改良及び機械機具の導入であること。</p> <p>(2) 素材生産の作業システム（作業工程等）において、改善するための指標を定め10%以上の改善目標を達成するための整備であること。</p>
<p>3 導入した林業機械等は、森の工場の承認を得た事業地で主に利用するものとし、事業実施主体は、森の工場の計画的な事業執行と造成に努めるものとする。</p>	<p>4 導入した林業機械等は、森の工場の承認を得た事業地で主に利用するものとし、事業実施主体は、森の工場の計画的な事業執行と造成に努めるものとする。</p>
<p>第6 計画の作成</p>	<p>第6 計画の作成</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(1) 市町村長等は、別記様式第1号による整備計画書を作成のうえ、別記様式第2号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。</p>	<p>(1) 市町村長は、別記様式第1号による整備計画書を作成のうえ、別記様式第2号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。</p>
<p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p>
<p>2 モデルタイプを実施しようとする場合は、政策目標の達成状況を明らかにするために、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定め、年度を計画期間とする林業成長産業化地域創出モデル事業計画書（以下「モデル計画書」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>2 プロジェクトタイプを実施しようとする場合は、活性化計画及び添付書類（以下「活性化計画等」という。）を作成しなければならない。活性化計画等については、第5及び要綱別表第1に定めるもののほか、次によるものとする。</p>
<p>(1) 市町村長等は、別記様式第9号によるモデル計画書を作成のうえ、別記様式第10号により知事に申請し、その承認を受けるものとする。</p>	<p>(1) 市町村長は、林業関係者や林業団体、地域住民等の合意形成を基礎として作成するものとし、実施期間は3年以内とする。ただし、社会情勢の変化や災害等不測の事態発生による場合は、5年間を限度として期間延長できるものとする。</p>
<p>ア 当該事業実施地域における林業関係団体等の意見を聴くものとする。</p>	<p>なお、計画期間については原則として3年から5年とする。</p>
<p>イ 当該計画の融資に係る部分については、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農林漁業信用基金及び関係金融機関と緊密に連絡をとり、円滑な融資が行われるよう配慮するものとする。</p>	<p>ア 活性化計画（別記様式第9号）</p>
<p>イ 地域関係者等の意見を踏まえたものであって、かつ、利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。</p>	<p>イ 活性化計画の区域を記した図面</p>
<p>ウ 適切な資金計画、原価計算の妥当性などの観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。</p>	<p>ウ 交付対象事業別概要（参考様式1）</p>
<p>エ 施設ごとの投入費用が、原則として別表第1に定める上限建設費の範囲内で、必要と認められるものであること。</p>	<p>エ プロジェクトタイプ事前点検シート（参考様式2）</p>
<p>オ 地域森林計画、市町村森林整備計画、当該地域に係る国、都道府県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。</p>	<p>(2) 活性化計画の目標のうち交付対象事業により達成される目標は、別紙3に定める項目のうち、一つ以上のものを設定しなければならない。</p>
<p>(3) モデル計画書においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>(3) 添付書類を作成する場合は、整備する施設等の設置等の導入効果について費用対効果分析を行い、交付対象事業の実施に要する費用に対し、得ようとする効果が適切に得られるかを判断し、費用が過大とならないよう、効率性等を十分に検討するものとする。</p>
<p>指標は、別表第2の指標のガイドライン及び別表第2-1の指標の定義に基づき記載するものとし、事業完了の翌年度から起算して5年日（以下「目標年度」という。）に達成すべき指標として、施設費の個々に設定する指標（以下「個別指標」という。）によるものとする。</p>	<p>(4) 市町村長は、活性化計画等の作成に当たっては、別記様式第10号により知事と事前調整を行わなければならない。</p>
<p>ア 施設費</p>	<p>(5) 知事は、市町村長から提出のあった活性化計画等が、次の要件を満たしていることを認めるときは、別記様式第11号により市町村に通知するものとする。</p>
<p>イ 施設費</p>	<p>ア 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。</p>
<p>イ 施設費</p>	<p>イ 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(ア) 個別指標                      (イ) 具体的事業内容                      (ウ) 費用対効果分析結果                      (削除)</p> <p>3 事業実施計画書等の作成にあたっては、適正な事業費の算出に務めるものとする。</p> <p>第7 計画の承認                      1 (略)                      2 モデルタイプの計画承認について、知事は、第6の2の(1)により提出のあったモデル計画書が、次の要件を満たしていると認めるときは、あらかじめ林野庁長官と協議して、別記様式第11号により、その承認を行うものとする。                      (1) 地域森林計画、市町村森林整備計画等に則した内容であること。</p>	<p>(6) 市町村長は、知事との共同計画として農林水産大臣に提出する場合は、別記様式第12号により知事に提出するものとし、知事は、提出のあった市町村との共同計画として農林水産大臣に提出するものとする。                      (7) 市町村長は、活性化計画等を作成したときは、遅滞なく公表しなければならぬ。                      なお、公表については縦覧、インターネットのウェブサイト又は広報誌への掲載等により行うものとする。                      (8) 市町村長は、知事との共同計画に基づく交付対象事業の実施期間の間、毎年度2月15日までに参考様式3の年度別事業実施計画を作成して、別記様式第13号により知事に提出するものとし、知事は、市町村との共同計画として農林水産大臣に提出するものとする。                      3 作業システム改善タイプを実施しようとする場合は、高性能林業機械等整備事業計画書〔作業システム改善タイプ〕(以下「作業システム改善事業計画書」という。)を作成しなければならぬ。                      (1) 原則として、作業システム改善タイプを実施しようとする事業実施主体は、別記様式第14号の第2作業システム改善事業計画等を作成し、関係市町村長に提出するとともに、連絡調整を密に行うものとする。                      (2) 市町村長は、(1)により事業実施主体から提出があった場合は、事業計画の内容を検討し、了解し、別記様式第14号の作業システム改善事業計画書を作成し、別記様式第15号により知事に提出するものとする。                      (3) 要領第3の1に該当する場合には、事業実施主体は別記様式第14号により作業システム改善事業計画書を作成し、別記様式第15号により知事に提出することができるものとする。                      4 レンタルタイプを実施しようとする場合は、高性能林業機械等整備事業計画書〔レンタルタイプ〕(以下「レンタル事業計画書」という。)を作成しなければならぬ。                      (1) レンタルタイプを実施しようとする事業実施主体は、別記様式第18号のレンタル事業計画書を作成し、別記様式第19号により知事に提出するものとする。ただし、広域活動団体が一括して知事に提出する場合は、作成したレンタル事業計画書を広域活動団体に提出するとともに、連絡調整を密に行うものとする。                      (2) 広域活動団体は、(1)により事業実施主体から提出があった場合は、計画の内容を確認し取りまとめ、別記様式第19号により知事に提出するものとする。                      (3) 知事は、(1)又は(2)により事業実施主体又は広域活動団体から提出があった場合は、関係市町村等と連絡調整を密に行うものとする。                      5 事業実施計画書等の作成にあたっては、適正な事業費の算出に務めるものとする。</p> <p>第7 計画の承認                      1 (略)                      2 プロジェクトタイプの計画承認について、知事は、第6の2の(6)により提出した活性化計画が、交付対象の計画として農林水産大臣から決定通知を受けた場合は、その旨を市町村長へ通知することとする。</p>

新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(2) 事業内容、採択要件等が第1のア、イ及びオからキ、第5及び第6に適合するものであること。</p> <p>(3) 地域の実態に即し、技術的及び資金的にみて実行可能なものであること。</p> <p>(4) 森林所有者、林業関係団体等の意向が十分反映されたものであること。</p> <p>(5) 承認した、森林整備推進計画並びに高性能林業機械等の導入計画については原則として、公表するものとする。</p> <p>なお、公表については、インターネットのウェブサイト等により行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第8 計画に基づく施設導入の契約 森林づくりタイプ及びモデルタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約 (1)～(4) (略) (削除)</p>	<p>3 作業システム改善タイプの計画承認について、知事は、第6の3の(2)により提出のあった作業システム改善事業計画が、次の要件を満たしていることを認めるときは、別記様式第16号により、その承認を行うものとする。</p> <p>(1) 事業内容、採択要件等が第5及び要綱に適合するものであること。</p> <p>(2) 地域の実態に即し、技術的及び資金的にみて実行可能なものであること。</p> <p>(3) 森林所有者、林業関係団体等の意向が十分反映されたものであること。</p> <p>4 レンタルタイプの計画承認について、知事は、第6の4の(1)又は(2)により提出のあったレンタル事業計画書が、次の要件を満たしていることを認めるときは、別記様式第20号により、その承認を行うものとする。</p> <p>(1) 事業内容、採択要件が要綱等に適合するものであること。</p> <p>(2) 地域の実態に即し、技術的及び資金的にみて実行可能なものであること。</p> <p>(3) 森林所有者、林業関係団体等の意向が十分反映されたものであること。</p> <p>第8 計画に基づく施設導入の契約 森林づくりタイプ・プロジェクトタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約 (1)～(4) (略) 2 作業システム改善タイプ・レンタルタイプにおける市町村以外の実施主体が締結する契約 (1)人札及び契約 人札及び契約にあつては競争性公平性を確保して実施する事とし、第8の1の(1)から(3)に準じて実施する事。なお、次のアからキまでに該当する場合には2人以上のものから見積書を徴収し、随意契約により契約できるものとする。ただし、計画額が3.0万円を超えないときは単独の見積もりでも可とする。</p> <p>ア 計画事業費（計画事業費を定めない場合にあつては設計金額、以下同じ。）が次の金額を超えないとき。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>② 財産の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>③ 物件の借入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>④ ア～ウ以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に願しないものをするとき。</p> <p>ウ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>エ 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>	① 工事又は製造の請負	250万円	② 財産の買入れ	160万円	③ 物件の借入れ	80万円	④ ア～ウ以外のもの	100万円
① 工事又は製造の請負	250万円								
② 財産の買入れ	160万円								
③ 物件の借入れ	80万円								
④ ア～ウ以外のもの	100万円								

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第9 計画の変更</p> <p>1 森林づくりタイプの計画変更については、次によるものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、必要に応じて整備計画書の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 整備計画書における重要な変更は、次のとおりとし、第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 政策目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止</p> <p>イ 政策目標単位での事業実施主体の新設</p> <p>(3) その他の変更は、次のとおりとし、事前に別記様式第4号により知事に協議するものとする。</p> <p>ア 林業機械の新規導入計画</p> <p>2 モデルタイプの計画変更については、次によるものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、必要に応じてモデル計画書の変更を行うものとする。</p> <p>(2) モデル計画書における重要な変更は、次のとおりとし、第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 総事業費の30%を超える増減</p> <p>(3) その他の変更は、次のとおりとし、事前に別記様式第12号により知事に協議するものとする。</p> <p>ア 林業機械の新規導入計画（2の（2）に該当するものを除く）</p> <p>(削除)</p>	<p>オ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>カ 競争入札に付し入札者がいないとき。</p> <p>キ 落札者が契約を締結しないとき。</p> <p>(2) 契約書の作成を省略することができる場合</p> <p>計画事業費が次の金額を超えない場合においては、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>① 工事は製造の請負 250万円</p> <p>② 財産の買入れ 160万円</p> <p>③ その他の契約 100万円</p> <p>第9 計画の変更</p> <p>1 森林づくりタイプの計画変更については、次によるものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、必要に応じて整備計画書の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 整備計画書における重要な変更は、次のとおりとし、第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 政策目標単位での指標（指標の種類及び数値）の追加・変更又は廃止</p> <p>イ 政策目標単位での事業実施主体の新設</p> <p>(3) その他の変更は、次のとおりとし、事前に別記様式第4号により知事に協議するものとする。</p> <p>ア 林業機械の新規導入計画</p> <p>2 プロジェクトタイプの計画変更については次による。</p> <p>(1) 市町村長は、必要に応じて活性化計画等の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 活性化計画等における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続きにおいては第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 活性化計画の区域の変更</p> <p>イ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更</p> <p>ウ 廃止及び追加（活性化計画の目標にあつては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。）</p> <p>エ 交付限度額の増加</p> <p>3. 作業システム改善タイプの計画変更については次による。</p> <p>(1) 市町村長又は事業実施主体は、必要に応じて作業システム改善作業計画の変更を行うものとする。</p> <p>(2) 作業システム改善作業計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続きにおいては第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 事業の中止、廃止又は新設</p> <p>イ 事業実施主体の変更及び追加</p> <p>ウ 導入機械の変更</p> <p>エ 目標とした指標の変更</p> <p>4. レンタルタイプの計画変更については次による。</p> <p>(1) 事業実施主体は、必要に応じてレンタル事業計画の変更を行うものとする。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第10 計画に基づく事業の実施及び実施後の措置</p> <p>1 森林づくりタイプについては、第7による承認を受けた整備計画書に基づいて実施するものとし、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況について、市町村長等は別記様式第5号により次のとおり知事に報告するものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、市町村長が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。</p> <p>(1) 全体指標</p> <p>ア 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目（目標年度）とし、報告は、調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>(2) 個別指標</p> <p>ア 目標年度は、調査初年度から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、調査初年度から目標年度までの全ての年度において行うものとし、報告は、各調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>ウ 林業機械整備事業により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、調査初年度から目標年度までの全ての年度において調査し、各調査年度の翌年度の9月末日までに報告する。</p> <p>エ 低調な施設等についての報告 イの報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとによるその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。</p> <p>なお、第11の(3)のイに基づく改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 モデルタイプについては、第7による承認を受けたモデル計画書に基づいて実施するものとし、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況について、市町村長等は別記様式第13号により次のとおり知事に報告するものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、市町村長が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。</p> <p>(1) 地域構想に定めた目標</p> <p>ア 目標年度は、地域構想における事業実施期間の終了年度とする。</p> <p>イ 調査年度は、目標年度とし、報告は、調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>ウ イに定める報告にあたっては、地域構想に定めたフォローアップの方針を踏まえ、地域構想の取組結果、現状の分析とその評価、今後の課題とその解決策について取りまとめ、報告書に添付</p>	<p>(2) レンタル事業計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続きにおいては第6及び第7に準じて行うものとする。</p> <p>ア 事業の中止、廃止</p> <p>イ レンタル機械の使用事業体の追加</p> <p>ウ レンタル期間（月数）合計の増加。ただし、補助金交付決定額以内で月数が増加する場合は除く。</p> <p>第10 計画に基づく事業の実施及び実施後の措置</p> <p>1 森林づくりタイプについては、第7による承認を受けた整備計画書に基づいて実施するものとし、事業計画に定めた指標の目標値の達成状況について、市町村長は別記様式第5号により次のとおり知事に報告するものとする。</p> <p>なお、事業実施主体は、市町村長が行う達成状況の報告に必要な調査等に協力しなければならない。</p> <p>(1) 全体指標</p> <p>ア 目標年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目（目標年度）とし、報告は、調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>(2) 個別指標</p> <p>ア 目標年度は、事業完了の翌年度から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、事業完了の翌年度から起算して3年間及び5年目（目標年度）とし、報告は、各調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>ウ 林業機械整備事業により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、事業実施年度から起算して3年間及び5年目（目標年度）に調査し、各調査年度の翌年度の9月末日までに報告する。</p> <p>エ プロジェクティブについては、第7の2による農林水産大臣から交付対象として決定通知を受けた活性化計画に基づいて実施するものとする。</p> <p>3. 作業システム改善タイプについては、第7の3により承認された作業システム改善事業計画に基づき実施するものとする。事業計画に定めた指標の目標値の達成状況について、市町村長又は事業実施主体は別記様式第17号により次のとおり知事に報告するものとする。</p> <p>(1) 実施状況の報告</p> <p>ア 作業システム改善の効果と、目標とした指標により報告する。</p> <p>イ 調査年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年間とし、報告は、各調査年度の翌年度の9月末日までとする。</p> <p>4 レンタルタイプについては、第7の4により承認されたレンタル事業計画に基づき実施するものとする。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>するものとする。</p> <p>(2) 個別指標</p> <p>ア 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、調査初年度、調査初年度から起算して3年間及び目標年度とし、報告は、各調査年度の翌年度の9月末までとする。</p> <p>ウ 林業機械整備事業により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、調査初年度、調査初年度から起算して3年目及び目標年度に調査し、各調査年度の翌年度の9月末までに報告する。</p> <p>第11 事業評価</p> <p>1 森林づくりタイプについては、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 事前評価</p> <p>事業実施主体は、整備計画書の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長又は知事に報告する。</p> <p>イ 事後評価</p> <p>事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長又は知事に報告する。</p> <p>(2) 報告を受けた市町村長は、目標年度の翌年度の9月末までに、別記様式第6号の費用対効果分析結果報告書を、第10に定める目標値の達成状況報告と併せて知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 改善措置等</p> <p>ア 市町村長等は、整備計画書で設定した指標の目標値の達成状況が次による場合は、その原因を調査・分析し、目標達成に努めなければならない。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 市町村長等は、1の(3)のアの(ア)又は1の(3)のアの(イ)の場合には、目標達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（「改善措置」という。）を実施し、その結果について別記様式第7号により知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事象の場合を除く。</p> <p>ウ 市町村長等は、改善措置を実施した場合には、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を別記様式第5号に準じて知事へ報告するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 モデルタイプについては、次によるものとする。</p> <p>(1) 事業実施主体は、個別の施設費について、森林・林業再生基盤づくり交付金の事業評価実施要領に基づいて、次のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。</p> <p>ア 事前評価</p>	<p>するものとする。</p> <p>(2) 個別指標</p> <p>ア 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。</p> <p>イ 調査年度は、調査初年度、調査初年度から起算して3年間及び目標年度とし、報告は、各調査年度の翌年度の9月末までとする。</p> <p>ウ 林業機械整備事業により導入した林業機械による素材生産事業等に係る収支実績については、調査初年度、調査初年度から起算して3年目及び目標年度に調査し、各調査年度の翌年度の9月末までに報告する。</p> <p>第11 事業評価</p> <p>1 森林づくりタイプについては、次によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 事前評価</p> <p>事業実施主体は、整備計画書の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長に報告する。</p> <p>イ 事後評価</p> <p>事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長に報告する。</p> <p>(2) 報告を受けた市町村長は、目標年度の翌年度の9月末までに、別記様式第6号の費用対効果分析結果報告書を、第9に定める目標値の達成状況報告と併せて知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 改善措置等</p> <p>ア 市町村長等は、整備計画書で設定した指標の目標値の達成状況が次による場合は、その原因を調査・分析し、目標達成に努めなければならない。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 市町村長等は、1の(3)のアの(ア)の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合又は1の(3)のアの(イ)の場合には、目標達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（「改善措置」という。）を実施し、その結果について別記様式第7号により知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事象の場合を除く。</p> <p>ウ 市町村長等は、改善措置を実施した場合には、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を別記様式第5号に準じて知事へ報告するものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 プロジェクトタイプについては、次によるものとする。</p> <p>(1) 中間点検</p> <p>市町村長は、4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うものとする。</p>



新 旧 対 照 表

改正後	改正前
<p>事業実施主体は、モデル計画書の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長に報告する。</p> <p>イ 事後評価</p> <p>事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った施設ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、市町村長に報告する。</p> <p>(2) 報告を受けた市町村長は、目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第14号の費用対効果分析結果報告書を第10に定める目標値の達成状況報告と併せて知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 改善措置等</p> <p>ア 市町村長等は、モデル計画書で設定した指標の目標値の達成状況が次に示す場合は、その原因を調査・分析し、目標達成に努めなければならない。</p> <p>(ア) モデル計画書に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70パーセント未満である場合又は単年度で50パーセント未満の場合。</p> <p>(イ) 事業計画に定める指標の目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70パーセント未満である場合。</p> <p>イ 市町村長等は、2の(3)のアの(ア)又は(イ)の場合には、目標達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（「改善措置」という。）を実施し、その結果について別記様式第15号により知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事態の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。</p> <p>ウ 市町村長等は、改善措置を実施した場合には、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を別記様式第13号に準じて知事へ報告するものとする。</p> <p>エ 知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50パーセント未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行い、交付した補助金又は交付金の全部又は一部の返還を求めることがある。</p>	<p>第12～第13 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成21年6月1日から施行し、平成21年度から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成23年5月27日から施行し、平成23年度から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成24年6月7日から施行し、平成24年度から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成25年5月21日から施行し、平成25年度から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成26年4月25日から施行し、平成26年度から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は平成27年1月29日から施行し、施工日以降の手続きから適用する。</p>

新旧対照表

改正後

- 附則 この要領は平成27年6月10日から施行し、平成27年度から適用する。
- 附則 この要領は平成27年8月10日から施行し、施行日以降の手続きから適用する。
- 附則 この要領は平成28年4月25日から施行し、平成28年度から適用する。
- 附則

- 1 この要領は平成29年10月5日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第6の1の(2)エ及び2の(2)エ)に規定する上限建設費

事業区分	事業種目	上限建設費 (消費税込みの金額)
森林づくりタイプ モデルタイプ	①スキッドガ	購入価格1台につき 1,250万円
	②プロセッサ	購入価格1台につき 2,400万円
	③ハーベスタ	購入価格1台につき 2,700万円
	④フロッワーダ	
	積載量3.0t以下	購入価格1台につき 1,200万円
	積載量3.0tを超えるもの	購入価格1台につき 2,300万円
⑤タワヤーダ	購入価格1台につき 3,200万円	
⑥機械保管倉庫	建築面積1㎡につき 16万円	

別表第2 指標のガイドライン (第6の1の(3)及び2の(3)関係)

- 1 全体指標の設定単位は計画主体 (市町村等) 毎、個別指標の設定単位は事業主体毎としてください。
- 2 地域提案については、補充し、連携して実施するメニューに準じてください。
- 3 下表のうち、●は事業内容等によりどれか二つ必ず選択してください。

(森林整備・林業等振興整備交付金)

目標	全体指標	メニュー	事業種目	個別指標
森林整備の推進	● 間伐材利用量 (目標値) ● 間伐材の生産性 (目標値) ● 経営計画の作成率 (目標値)	森林づくりの推進	林業機械作業システム整備	● 間伐材利用量 (増加率)
				● 間伐材の生産性 (目標値)
				● 経営計画の作成率 (目標値)

改正前

- 附則 この要領は平成27年6月10日から施行し、平成27年度から適用する。
- 附則 この要領は平成27年8月10日から施行し、施行日以降の続きから適用する。
- 附則 この要領は平成28年4月25日から施行し、平成28年度から適用する。

別表第1 (第6の1の(2)エ)に規定する上限建設費

事業区分	事業種目	上限建設費 (消費税込みの金額)
森林づくりタイプ	①スキッドガ	購入価格1台につき 1,250万円
	②プロセッサ	購入価格1台につき 2,400万円
	③ハーベスタ	購入価格1台につき 2,700万円
	④フロッワーダ	
	積載量3.0t以下	購入価格1台につき 1,200万円
	積載量3.0tを超えるもの	購入価格1台につき 2,300万円
⑤タワヤーダ	購入価格1台につき 3,200万円	
⑥機械保管倉庫	建築面積1㎡につき 16万円	

別表第2 指標のガイドライン (第6の1の(3)関係)

- 1 全体指標の設定単位は計画主体 (市町村) 毎、個別指標の設定単位は事業主体毎としてください。
- 2 地域提案については、補充し、連携して実施するメニューに準じてください。
- 3 下表のうち、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択してください。

(森林整備・林業等振興整備交付金)

政策目標	全体指標	メニュー	事業種目	個別指標
森林整備の推進	● 間伐材利用量 (増加率・増加量) ● 間伐材の生産性 (削減量・削減率)	森林づくりの推進	林業機械作業システム整備	● 間伐材の割合 (増加率・増加量)
				● 間伐材利用量 (増加率・増加量)
				● 間伐材の生産性 (削減量・削減率)

新旧対照表

改正後

別表第2-1 指標の定義 (第6の1の(3)及び2の(3)(3)関係)

指標	指標	算定使用量	指標の定義
森林整備の推進	間伐材利用量	増加率	間伐材利用量の増加率 (m <sup>3</sup> ・%)
	間伐材の生産性	目標値	間伐材の生産性の目標値 (m <sup>3</sup> /人・日)
	どれか2つを選択 経営計画の作成率	目標値	森林経営計画の作成率の目標値 (%)

改正前

別表第2-1 全体指標及び個別指標の定義 (第6の1の(3)関係)

全体指標			
政策目標	指標	算定使用量	指標の定義
森林整備の推進	間伐実施面積	増加量・増加率	平均間伐実施面積 (h a)
	間伐の効率性	縮減量・縮減率	間伐の平均人工 (人・日/h a)
個別指標			
メニュー	指標	算定使用量	指標の定義
森林づくりの推進	必要に応じて選択	間伐材の預倉	搬出間伐率 (%)
	間伐材利用量	増加量・増加率	間伐材利用量 (m <sup>3</sup> )

新旧対照表

改正後

別記

様式第1号

表紙～第1 (略)

第2の1 (略)

改正前

別記

様式第1号

表紙～第1 (略)

第2の1 (略)

改正前

2 施設費（個別指標）

政策目標	メニュー	事業種目	実施主体	事業内容	事業量	事業費 (千円)	補助金			指標	個別指標						費用対効果分析の結果 B/C	備考		
							事業費分 (千円)	附帯 事務費 (千円)	合計 (千円)		現状値			目標値						
											数値	単位	年度	数値	単位	年度				
森林整備 の推進	森林づくり の推進 (林業機械作 業システム整 備)	林業機械作業 システム整備 (林業機械導 入)																		
			計			台														
			市町村附帯事務費																	
合計					台															

- (注) 1 「個別指標」欄における「現状値」、「目標値」については事業実施主体ごとに定めてください。  
 (1) 指標は取り組みに応じて「搬出間伐の割合」若しくは「間伐材利用量」から選択し、以下のように定めてください。  
 搬出間伐の割合 現状値（〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均）〇.〇パーセント→目標値（導入後5年目〇〇年度）〇.〇パーセント  
 間伐材利用量 現状値（〇〇年度～〇〇年度の3カ年平均）〇〇〇m<sup>3</sup>→目標値（導入後5年目〇〇年度）〇〇〇m<sup>3</sup>  
 2 「事業内容」欄は、林業機械名を記入してください。  
 3 「事業費」欄は、消費税相当額を含む金額を記入してください。  
 補助金額算定に当たっては補助対象事業費を使用してください。  
 4 事業種目が「林業機械作業システム整備」にあつては増加量及び増加率を「備考」欄に記入してください。

3～4 (略)

改正後

2 施設費（個別指標）

目標	メニュー	事業種目	実施主体	事業内容	事業量	事業費 (千円)	補助金			指標	単位	個別指標						費用対効果分析の結果	備考		
							事業費分 (千円)	附帯 事務費 (千円)	合計 (千円)			現状値	1年目	2年目	3年目	4年目	目標値				
												(年 度)	(年 度)	(年 度)	(年 度)	(年 度)	(年 度)				
森林整備 の推進	森林づく りの推進 (林業機械 作業システ ム整備)	林業機械作業 システム整備 (林業機械導 入)																			
			計			台															
			市町村附帯事務費																		
合計					台																

- (注) 1 「個別指標」欄における「現状値」、「目標値」については事業実施主体ごとに定めてください。  
 (1) 指標は取り組みに応じて「間伐材利用量」、「間伐材の生産性」、「経営計画の作成率」から二つを選択し、各個別目標ごとに定める（ ）書き内の増加率は、備考欄に記入してください。  
 (2) 現状値は、過去3カ年平均とし、現状値の欄に（〇〇年度～〇〇年度）と記入してください。  
 2 「事業内容」欄は、林業機械名を記入してください。  
 3 「事業費」欄は、消費税相当額を含む金額を記入してください。  
 補助金額算定に当たっては補助対象事業費を使用してください。

3～4 (略)

新旧対照表

改正後

改正前

様式第2号(第6の1、第9の1関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

森林づくり整備推進計画(変更)承認申請書

下記地域の森林づくり整備推進事業計画(変更計画)を作成したので、高知県高性能林業機械等整備事業実施要領第6の1(第9の1)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

- 1 地域名(市町村名)
- 2 森林づくり整備推進計画(変更計画)書
- 3 添付資料  
(1) 費用対効果分析結果

(注) 変更の場合は別紙の変更理由書を添付してください。

別紙 (略)

記

様式第2号(第6の1、第9の1関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

森林づくり整備推進計画(変更)承認申請書

下記地域の森林づくり整備推進事業計画(変更計画)を作成したので、高知県高性能林業機械等整備事業実施要領第6の1(第9の1)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

- 1 地域名(市町村名)
- 2 森林づくり整備推進計画(変更計画)書
- 3 添付資料  
(1) 費用対効果分析結果

(注) 変更の場合は別紙の変更理由書を添付してください。

別紙 (略)

記

新旧対照表

改正後

改正前

様式第3号(第7の1、第9の1関係)

第 号  
年 月 日

市町村長 様

高知県知事

印

森林づくり整備推進計画(変更計画)の承認について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった森林づくり整備推進計画(変更計画)については、高知県高生産性森林業組織等整備事業実施要綱第7の1(第9の1)の規定に基づき、これを承認します。

様式第3号(第7の1、第9の1関係)

第 号  
年 月 日

市町村長 様

高知県知事

印

森林づくり整備推進計画(変更計画)の承認について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった森林づくり整備推進計画(変更計画)については、高知県高生産性森林業組織等整備事業実施要綱第7の1(第9の1)の規定に基づき、これを承認します。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>様式第4号(第9の1関係)</p> <p>第 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>市町村長 印</p> <p>森林づくり整備推進計画のその他の変更に係る協議書</p> <p>下記のとおり森林づくり整備推進計画について、高知県高知市森林業機械等整備事業実施要領第9の1の(3)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて協議します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更理由書</li> <li>2 森林づくり整備推進計画書 (注) 提出書類は、別記様式第1号のうち、変更に係る箇所の書類とし、変更前(上段)、変更後(下段)が対比できるように作成してください。</li> <li>3 参考資料</li> </ol>	<p>様式第4号(第9の1関係)</p> <p>第 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p>市町村長 印</p> <p>森林づくり整備推進計画のその他の変更に係る協議書</p> <p>下記のとおり森林づくり整備推進計画について、高知県高知市森林業機械等整備事業実施要領第9の1の(3)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて協議します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別紙1の変更理由書</li> <li>2 森林づくり整備推進計画書 (注) 提出書類は、別記様式第1号のうち、変更に係る箇所の書類とし、変更前(上段)、変更後(下段)が対比できるように作成してください。</li> <li>3 参考資料</li> </ol>



新旧対照表

改正後

改正前

様式第5号(第10の1、第11の1関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

森林整備推進事業達成状況報告書

高知県高性能林業機械等整備事業実施要領第10の1(第11の1)の規定に基づき、目標達成状況を報告します。

(注) 別紙を添付してください。

様式第5号(第10の1、第11の1関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 印

森林整備推進事業達成状況報告書

高知県高性能林業機械等整備事業実施要領第10の1(第11の1)の規定に基づき、目標達成状況を報告します。

(注) 別紙を添付してください。

別紙2

1 森林整備推進事業（森林整備事業）

(1) 全体評価

政策目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数量	単位	年度	実績	達成率(%)	年度	
森林整備の推進	森林づくりの推進											

- (注) 1 「全体指標」、「現状値」、「目標値」、「単位」については第2の1の事業計画の内容としてください。  
 2 「達成率」は、実績/目標値としてください。  
 3 「実績」については、その調査方法と調査年月日を「備考」欄に記入してください。（別添式可）。

(2) 個別事業評価

政策目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	目 標	報 告 年 度					目標年度	備 考
森林整備の推進	森林づくりの推進												

- (注) 1 達成状況については、事業期間の完了から起算して3年間及び5年目（目標年度）に報告してください。  
 2 事業種目については、次のとおりとします。  
 森林づくりの推進：林内路網整備、林業機械作業システム整備

(3)～(4) 略

別紙

1 森林整備推進事業（森林整備事業）

(1) 全体評価

政策目標	メニュー	全体指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
			数値	単位	年度	数量	単位	年度	実績	達成率(%)	年度	
森林整備の推進	森林づくりの推進											

- (注) 1 「全体指標」、「現状値」、「目標値」、「単位」については第2の1の事業計画の内容としてください。  
 2 「達成率」は、実績/目標値としてください。  
 3 「実績」については、その調査方法と調査年月日を「備考」欄に記入してください。（別添式可）

(2) 個別事業評価

政策目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	目 標	報 告 年 度					目標年度	備 考
森林整備の推進	森林づくりの推進												

- (注) 1 達成状況については、調査年度から目標年度まで毎年報告してください。  
 2 事業種目については、次のとおりとします。  
 森林づくりの推進：林業機械作業システム整備

(3)～(4) 略

新旧対照表

改正後	改正前
<p>様式第6号 (略)</p> <p>様式第7号 (第11の1関係)</p> <p>高知県知事 様</p> <p>市町村長 印</p> <p>改善計画作成報告書</p> <p>高知県が生活能力支援等整備事業実施要綱第11の(3)に基づき、改善計画を作成したので提出します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策目標</li> <li>(2) 事業実施箇所</li> <li>(3) 事業実施主体</li> <li>(4) 個別指標の達成状況</li> </ol> </li> <li>2 改善措置の内容等 (要因分析等・今後の改善策等)</li> <li>3 改善措置の実施時期</li> </ol> <p>様式第8号</p> <p>(別紙)</p> <p>様式第9号～第20号 (略)</p>	<p>様式第6号 (略)</p> <p>様式第7号 (第11の1関係)</p> <p>高知県知事 様</p> <p>市町村長 印</p> <p>改善計画作成報告書</p> <p>高知県が生活能力支援等整備事業実施要綱第11の(3)に基づき、改善計画を作成したので提出します。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 政策目標</li> <li>(2) 事業実施箇所</li> <li>(3) 事業実施主体</li> <li>(4) 個別指標の達成状況</li> </ol> </li> <li>2 改善措置の内容等 (要因分析等・今後の改善策等)</li> <li>3 改善措置の実施時期</li> </ol> <p>様式第8号</p> <p>別紙3～3-1 (略)</p> <p>様式第9号～第20号 (略)</p>

様式第9号(第6の2、第9の2関係)

林業成長産業化地域創出モデル事業(変更)計画書

(市町村等)

平成 年 月 日

(注) 1 実施主体が「林業者の組織する団体」である場合は、次の資料を添付してください。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 構成員等
- (5) 出資金額等
- (6) 規約
- (7) 主たる事業

2 施設等の導入実施位置図(建物については、事業計画図)を添付してください。

3 事業実施位置図(年度ごとの計画が確認できるもの)を添付してください。

1 事業計画（個別指標）

政策目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	事業内容	事業量	事業費 (千円)	補助金			個別指標						費用対効果分析の結果 B/C	備考		
							事業費分 (千円)	附帯 事務費 (千円)	合計 (千円)	指標	現状値			目標値					
											数値	単位	年度	数値	単位			年度	
森林整備の推進	森林づくりの推進 (林業機械作業システム整備)	林業機械作業システム整備 (林業機械導入)																	
			計			台													
			市町村附帯事務費																
合計					台														

- (注) 1 「個別指標」欄における「現状値」、「目標値」については事業実施主体ごとに定めてください。  
 (1) 指標は取り組みに応じて「間伐材利用量」、「間伐材の生産性」、「経営計画の作成率」から二つ選択し、各個別目標ごとに定める（ ）書き内の増加率は、備考欄に記入してください。  
 (2) 現状値は、過去3カ年平均とし、現状値の欄に（〇〇年度～〇〇年度）と記入してください。  
 2 「事業内容」欄は、林業機械名を記入してください。  
 3 「事業費」欄は、消費税相当額を含む金額を記入してください。  
 補助金額算定に当たっては補助対象事業費を使用してください。

様式第10号(第6の2、第9の2関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長等

印

林業成長産業化地域創出モデル事業計画(変更)承認申請書

下記地域の林業成長産業化地域創出モデル事業計画(変更計画)を作成したので、高知県高知市  
林業機械等整備事業費補助第6の2(第9の2)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請  
します。

記

1. 地域名(市町村等名)
2. 林業成長産業化地域創出モデル事業計画(変更計画)書
3. 添付資料  
(1) 費用対効果分析結果

(注) 変更の場合は別紙の変更理由書を添付してください。

新旧対照表

改正後

改正前

別紙

変更理由書

1. 事業名

2. 変更の内容

3. 事業実施主体名

4. 変更の理由

(注) 変更に至った経緯、変更の要点を簡潔にまとめ記入してください。

新旧対照表

改正前

改正後

様式第11号（第7の2、第9の2関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 簽

高知県知事 印

林業成長産業化地域創出モデル事業計画（変更計画）の承認について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった林業成長産業化地域創出モデル事業計画（変更計画）については、高知県高性能林業機械等整備事業実施要領第7の2（第9の2）の規定に基づき、これを承認します。



新旧対照表

改正前

改正後

様式第12号(第9の2関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長等 印

林業成長産業化地域創出モデル事業計画のその他の変更に係る協議書

下記のとおり林業成長産業化地域創出モデル事業計画について、高知県高性能林業機械等整備事業実施要綱第9の2の(3)の規定に基づき、下記の関係書類を添えて協議します。

記

1. 別紙1の変更理由書
2. 林業成長産業化地域創出モデル事業計画書  
(注) 提出書類は、別紙様式第9号のうち、変更に係る箇所の書類とし、変更前(上段)、  
変更後(下段)が対比できるように作成してください。
3. 参考資料

新旧対照表

改正前

改正後

様式第13号(第10の2、第11の2関係)

第 号  
年 月 日

高知県知事 様

市町村長 様

林業成長産業化地域創出モデル事業達成状況報告書

高知県活性化戦略等整備事業実施要綱第10の2(第11の2)の規定に基づき、且つ株式会社  
を報告します。

(注) 別紙を添付してください。

別紙1

全体詳細

1 林業成長産業化地域の名称

--

2 実績及び達成率

指標	現状値			目標値			目標年度の報告			備考
	数値	単位	年度	数量	単位	年度	実績	達成率(%)	年度	

3 総合評価

(1) 現状の分析とその評価

--

(2) 今後の課題とその解決策

--

(注)

- 1 達成状況は、目標年度の実績/現状値とすること。
- 2 実績に示すものは、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別添明)
- 3 調査年度については、本要領第10の2の(1)に基づくこと。

別紙2  
個別事業評価

1 施設の利用状況

政策目標	メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	個別指標 (目標値)	報告年度					備考
							1年目 (平成〇年度)	2年目 (平成〇年度)	3年目 (平成〇年度)	4年目 (平成〇年度)	5年目 (平成〇年度)	
森林整備の 推進	森林づくりの 推進	林業機械作 業システム 整備										

(注) 1 達成状況については、事業期間の完了から起算して3年間及び5年目(目標年度)に報告してください。

2 事業種目については、次のとおりとします。

森林づくりの推進：林業機械作業システム整備

2.収支実績

メニュー	事業種目	事業実施主体	施設等区分	設置年度	項目	目標値	運用開始年度	報告年度						備考
								1年目 (1999年度)	2年目 (2000年度)	3年目 (2001年度)	4年目 (2002年度)	5年目 (2003年度)	目標年度 (2004年度)	
森林づくりの推進	林業機械作業システム整備		(1)林業機械作業システム (機種名)		収入									
					支出									
					収支差									
					収入のうち 公的資金等									
					収入									
					支出									
					収支差									
					収入のうち 公的資金等									

- (注) 1 事業実施主体が削減するものとします。  
 2 林業機械作業システム整備の場合に記入してください。  
 3 「施設等区分」欄は、機種名を記入してください。  
 4 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入してください。(収入の別表)  
 5 「目標」欄は、事業計画の作成段階における収支計画を記入してください。なお、林業機械につきましては、導入した林業機械による木材生産事業等に係る収支計画を記入してください。  
 6 「報告年度」欄は、本要領第10の2に基づくとし、実績を年度ごとに記入してください。  
 7 「目標年度」欄は、目標年度の収支を記入してください。  
 8 「収入」は、販売額又は利用料等としてください。  
 9 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却等支出に計上すべきものを正確に積み上げてください。

3. 個別事業の詳細及び今後の課題と解決策

目標	メニュー	事業科目	事業実施主体	施設等区分	設置年度及び目標年度	個別事業により実施した目標の分解とその評価	今後の課題とその解決策
森林整備の推進	森林づくりの推進	林業機械作業システム整備					

(注) 1 事業実施主体が導入した施設等区分ごとの目標年度における評価等を記入すること。但し、(1) 施設の利用状況における実績(達成率)が実施要領第11の2の(3)に定める低調である場合においても作成すること。  
 2 「設置年度及び目標年度」欄は、上段に設置年度、下段に目標年度を記入すること。

改正後

様式第14号(第11の2関係)

費用対効果分析結果報告書

1 都道府県名

2 事業類型及び実施地域名

3 事業実施期間 平成 年度～平成 年度

4 費用対効果分析結果総括表

事業区分	事業項目	市町村	事業実施主体	施設名 (路線名)	効果計測項目	投資効率は

5 費用対効果分析結果個別表(作業道等関連施設等)

路線名 \_\_\_\_\_ 分析対象期間 \_\_\_\_\_ 年

事業期間	年～	年(ヶ月年)	総事業費	千円
開設延長		m	利用区域面積	ha

区分	効果項目	効果額 (千円)	備考
効果額計	B	千円	
費用計	C	千円	うち維持管理経費 千円
投資効率	B/C		
マイナス効果の概要			
上記施設整備に係る森林支援面積(作業道等) _____ ha			
伐採材積 _____ m <sup>3</sup> /ha			
年成長量 _____ m <sup>3</sup> /ha			

(注) 1 効果額は、現在価値(割引後)を記入してください。  
 2 「備考」欄には、評価期間に係る仮採量等を記入してください。  
 3 算定指標となる参考資料を添付してください。  
 4 費用対効果分析を行った単位施設ごとに作成してください。

改正後

6 費用対効果分析結果個別表（生産関連施設等、神用計林産成等）

施設名

区分	効果等
投下した総事業費 A (千円)	
効果の内訳	
①	
②	
～	
年終効果額 B (千円/年)	
総計画用年数 C (年)	
還元率 D	
妥当投資額 E = B × D (千円)	
費用損失額 F (千円)	
投資効果率 G = (E - F) ÷ A	

(注) 1 各区分における算定根拠となる参考資料を添付記入してください。

2 神用計林産成等の場合には、年効果額を年効果額の効果合計額に読み替えて記入してください。

3 効果の内訳については、算定した効果額毎に記入してください。



新旧対照表

改正前

改正後

様式第15号(第11の2関係)

第 号  
年 月 日

所知知事 監

市町村長 監

改善計画作成報告書

所知知事・市町村長等関係事務要項第11の2の(3)に基づき、改善計画を作成したので提出します。

記

1 基本的な項

(1) 目標

(2) 事業実施箇所

(3) 事業実施主体

(4) 個別指標の達成状況

2 改善措置の内容等(要因分析等・今後の改善策等)

3 改善措置の実施時期

新旧対照表

改正後

改正前

(削除)

参考様式1～4 (略)

新旧対照表

改正前

参考様式5

森林づくりタイプ事前点検シート

計画主体名	実施年度	平成	年度	総事業費 (うち補助金)	千円 千円)
-------	------	----	----	-----------------	-----------

1. 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入してください。）

項目	事業主体名 事業主体名 工種	森林づくりの 推進 林業機械の 導入	チェック欄		備考欄
			メニュー名	千円 千円)	
(1) 事業主体の適正性					
7 適用に定める事業主体の種別等の要件を満たしているか。					
イ 事業を相当期間継続することが確実であり、契約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。					
リ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。					
エ 過去に実施した林野補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計処理等において、自前の施設運営が継続可能な状態を維持しているか。					
オ 採択する場合、事業を実施する妥当性が認められるか。					
(2) 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。					
(3) 適正な資金調度計画と償還計画が策定されているか。					
(4) 補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調度計画となっていないか。（国の制度資金を除く）					
7 制度資金名					
イ 金融機関名					
(5) 自力若しくは他の助成によって整備し着手した施設を本対象に切り替えて交付対象とするものではないか。					
(6) 個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。					
(7) 事業費算定の適正性					
7 事業費の算出は、補助所収等の原簿価値や歩掛り等を基準として適正に行われているか。					
イ 整備コスト等の見積りに誤りがあるか。					
リ 施設が施設費の上限額の範囲内となっているか。					
エ 下限額が定められている場合は、その金額以上となっているか。					
オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。（必要があれば、汎用性の高いものを交付対象としていないか）					
(8) 施設等の仕様は、補助所収等において一般的に使用されているものを基準としているか。					
(9) 施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するもの					

改正後

参考様式1

森林づくりタイプ事前点検シート

計画主体名	実施年度	平成	年度	総事業費 (うち補助金)	千円 千円)
-------	------	----	----	-----------------	-----------

1. 個別事業について（施設整備を実施する場合のみ記入してください。）

項目	事業主体名 事業主体名 工種	森林づくりの 推進 林業機械の 導入	チェック欄		備考欄
			メニュー名	千円 千円)	
(1) 事業主体の適正性					
7 適用に定める事業主体の種別等の要件を満たしているか。					
イ 事業を相当期間継続することが確実であり、契約等により適切な施設運営が行われることが確実であると認められるか。					
リ 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。					
エ 過去に実施した林野補助事業等について、改善計画を作成した若しくは会計処理等において、自前の施設運営が継続可能な状態を維持しているか。					
オ 採択する場合、事業を実施する妥当性が認められるか。					
(2) 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついており、事業の実施期間（施設の耐用年数相当）継続して使用できる見込みがあるか。					
(3) 適正な資金調度計画と償還計画が策定されているか。					
(4) 補助対象となる施設を担保に供することを前提とするような資金調度計画となっていないか。（国の制度資金を除く）					
7 制度資金名					
イ 金融機関名					
(5) 自力若しくは他の助成によって整備し着手した施設を本対象に切り替えて交付対象とするものではないか。					
(6) 個々の施設整備については、単年度で事業が完了するような計画となっているか。					
(7) 事業費算定の適正性					
7 事業費の算出は、補助所収等の原簿価値や歩掛り等を基準として適正に行われているか。					
イ 整備コスト等の見積りに誤りがあるか。					
リ 施設が施設費の上限額の範囲内となっているか。					
エ 下限額が定められている場合は、その金額以上となっているか。					
オ 附帯施設・備品は交付対象として適正か。（必要があれば、汎用性の高いものを交付対象としていないか）					
(8) 施設等の仕様は、補助所収等において一般的に使用されているものを基準としているか。					
(9) 施設等の規模、構造、設置場所については、目的に合致するもの					

改正前

	のとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。				
(10)	周辺の農林や果樹への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。				
(11)	効用に係る影響範囲の面積は、趣評の概ね3倍以内となっているか。				
(12)	新技術を導入する場合は、現地の事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。				
(13)	個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。(受益戸数を記入すること。)				
(14)	個人施設への補助ではないか。また、目的外使用のおそれはないか。				
(15)	施設の入札替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、運用に定める要件を全て満たしているか。				
(16)	収支を伴う施設の適正性				
7	適正な収支計画を策定しているか。				
イ	事業費が概ね5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか(収支を伴う施設に限る)。				
ウ	補助費に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか(収支を伴う施設に限る)。				
エ	生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、運用に定める要件を全て満たしているか(収支を伴う施設に限る)。				
オ	原料の入手先や製品の販路が確保されているか。				
カ	森林組合が単独で事業主体となる場合は、中核森林組合に認定されているか(収支を伴う施設に限る)。				
(17)	耕作放棄地等の林業振興の導入については、既存施設も含めたシステムの中で生産性の向上や効率化に資するものであるか。				
(18)	運用に定める施設等の要件を満たしているか。				
(19)	事業による効果の発現の見直し				
7	運用に定める施設等の要件を満たしているか。				
イ	算定される効果に係る数量、単価等の根拠が明確であるか。				
ウ	上記の費用効果分析による算定率が1.0以上となっているか(償還年度を記入すること)。				
(20)	整備後の施設等の管理・運営の見直し				
7	施設の維持・管理に関する即時的計画を策定しているか。				
イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。				

1 「チェック欄」には、各事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナンの場合は「-」を記入してください。(必要に応じて各欄等を記入してください。)

改正後

	のとなっており、計画を達成する手段として過大となっていないか。				
(10)	周辺の農林や果樹への配慮がなされており、また、当該地域に係る土地利用計画に即しているものとなっているか。				
(11)	効用に係る影響範囲の面積は、趣評の概ね3倍以内となっているか。				
(12)	新技術を導入する場合は、現地の事業効果の発現が十分に明らかとなっているか。				
(13)	個々の事業の受益戸数は5戸以上となっているか。(受益戸数を記入すること。)				
(14)	個人施設への補助ではないか。また、目的外使用のおそれはないか。				
(15)	施設の入札替え、増築、改築、併設又は合体を行う場合、古品古材を利用した施設整備を行う場合は、運用に定める要件を全て満たしているか。				
(16)	収支を伴う施設の適正性				
7	適正な収支計画を策定しているか。				
イ	事業費が概ね5,000万円以上の施設については、計画の経営診断を実施し、指摘された改善点を事業計画に反映した上で計画を策定しているか(収支を伴う施設に限る)。				
ウ	補助費に対する自己資金の割合が概ね12%以上となっているか(収支を伴う施設に限る)。				
エ	生産ラインの増設等の生産量の増加を伴う施設を追加する場合は、運用に定める要件を全て満たしているか(収支を伴う施設に限る)。				
オ	原料の入手先や製品の販路が確保されているか。				
カ	森林組合が単独で事業主体となる場合は、中核森林組合に認定されているか(収支を伴う施設に限る)。				
(17)	耕作放棄地等の林業振興の導入については、既存施設も含めたシステムの中で生産性の向上や効率化に資するものであるか。				
(18)	運用に定める施設等の要件を満たしているか。				
(19)	事業による効果の発現の見直し				
7	運用に定める施設等の要件を満たしているか。				
イ	算定される効果に係る数量、単価等の根拠が明確であるか。				
ウ	上記の費用効果分析による算定率が1.0以上となっているか(償還年度を記入すること)。				
(20)	整備後の施設等の管理・運営の見直し				
7	施設の維持・管理に関する即時的計画を策定しているか。				
イ	施設の管理・更新に必要な資金の調達について検討済みか。				

1 「チェック欄」には、各事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し「○」を、該当ナンの場合は「-」を記入してください。(必要に応じて各欄等を記入してください。)

参考様式2

モデルタイプ事前点検シート

計画主体名	平成 年度	総事業費 千円
実施年度		(うち補助金 千円)

1. 計画全体について

項目	チェック欄	備考欄
(1) 森林・林業基本計画、全国森林計画、地域森林計画、労働力の確保の推進に関する基本計画、木材生産供給確保事業に関する計画等をほしめ、その他各種関係計画、施策との連携、配座、調整、関係等が図られているか。		
(2) 事業実施関係者のみならず、関係団体、関係行政等との合意形成・連携・調整が図られているか。		
(3) 計画主体、事業実施主体及び関係者で協議会を組織するなど、事業の推進体制は確立されているか。		
(4) 事業計画を公表しているか。		
(5) 事業の推進経路について公表しているか。		
(6) 自衛隊については、前年度における自衛隊との協力が図られているか、かつ、協力の変化や前年度の協力の効果の評価を踏まえて整理し、関係者の合意が得られたものであるか。(※1)		
(7) 前年度までの計画と同一の目標額を掲げている場合、本計画の目標額は、前年度までの計画の目標額を上回っているか。(上回っていない場合、その理由が整理されているか)。(※2)		
(8) 目的「林業の持続可能な発展」及び「木材産業の確かな発展と木材利用の推進」に即する取組については、都道府県が作成する計画等に掲げる目標額に即するものであるか。		
(9) 事業点検シートの掲げる項目について、制所相違となる事項を提示しているか。		
(10) 他者補助金との重複がないか。		

(注)

1. チェック欄には、該当する項目を欄にしていることを確認し「○」を、該当しない場合は「□」を記入すること。
2. (※1)：どのような手段により、どのような者を含み協力を図ったか(備考欄に記載のこと)。(※2)：(例)：(例)

2. 個別事業について (施設整備を実施する場合のみ記入してください)

項目	チェック欄		備考欄
	メニユー名の準備	森林づくりの準備	
事業実施主体名			
工種			
(1) 事業実施主体の改正性			
1. 運用に定める事業実施主体の種類等の要件を満たしているか。			
2. 事業を担当期間継続することが確保されており、関係機関による適切な施設整備が行われることが確保できると認められるか。			
3. 事業費3,000万円以上の場合は、法人化しているか。			



新旧対照表

改正前

改正後

1	生来ライラの増設等の生産量の増加を伴う施設を建設する場合は、運用に要する要件を全て満たしているか(収支を伴う施設に限る)。				
2	施設の人手先や要員の職務が適切に確保されているか。				
3	森林組合が主体で事業主体となる場合は、中核森林組合に指定されているか(指定を受ける権利に備える)。				
4	再評価年度以降の事業継続の導入については、既に施設も含めてシステム上の面で生産性の向上や効率化に資するものであるか。				
5	運用に要する施設等の要件を満たしているか。				
6	事業による効果の検証の取組は、事業開始後3年以内に行われているか。				
7	事業開始後3年以内に行われているか。				
8	上記の費用対効果分析による算定率が1.0以上となっているか(算定率を記入すること)。				
9	施設の建設の進捗・管理の見直し。				
10	施設の維持・管理に際する原則や計画を策定しているか。				
11	施設の維持・更新に必要な資金の調集について検討済みか。				

1 チェック欄には、各事業主体ごとに該当する項目を満たしていることを確認し(○)を、該当ナンの場合は(ー)を記入してください。(必要に応じて各種等を記入してください)